

## 2019年第2回定例会

# 陳情第2号 鬼太郎ひろば利用者を大気汚染による 健康被害から守る施策の推進を求める陳情 趣旨採択を求める討論

陳情第2号 鬼太郎ひろば利用者を大気汚染による健康被害から守る施策の推進を求める陳情に対して、生活者ネットワークは趣旨採択を求めます。この陳情は、鬼太郎ひろばが鶴川街道に接していることから、大気汚染物質の数値が国や都の環境基準を満たしていても、幼い子どもたちなど体に悪影響を受ける市民がいることに対して、配慮がなされることを求めて出されたものです。

現在市の大気汚染計測器は、鶴川街道と甲州街道が交わる下石原交差点に置かれています。日本の大気汚染に関する環境基準がとても緩いというわけではありませんが、例えばこの交差点は、国の環境基準を満たしていると言っても、排気ガスが公園を設置するのに適しているとは言えない環境です。公園は、健康維持や健康促進を目的の一つとして赤ちゃんや幼児を含め、全市民が利用できる場として設置されるものです。そのような視点からより厳しい環境基準を設ける必要も考えられるのではないのでしょうか。現時点では、近隣からも公園利用者からも健康被害等の報告はないということですが、下石原交差点がクリアしているという環境基準を公園にも適用することの是非については、検討する余地があると考え、こののもの。

ただ、現時点では鬼太郎ひろばの大気中の汚染物質は、市でも基準としている国の大気汚染防止法の基準を満たしており、また市の方ですでに東側に植えている樹木の効果にも今後一定の効果が期待できることから、生活者ネットワークとしましては、陳情第2号に対して趣旨採択を求めるものです。